

第 24 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和元年 7 月 25 日（木）午前 9 時 28 分から 9 時 59 分
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

3. 出席委員

会長	5 番	石堂	かよ子			
会長職務代理者	9 番	西田	三郎			
農業委員	1 番	古市	道則	2 番	中里	安男
	3 番	池亀	昭次	4 番	牛野	進一郎
	6 番	小山	重和	7 番	河野	律雄
	8 番	寺田	誠	10 番	西田	暁
	11 番	高田	照美			

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	小山	幸良	ロ.	片板	大作
ハ.	柳田	和則	ニ.	中峯	哲義
ホ.	高田	正一	ヘ.	小脇	浩一
ト.	中島	一三			

4. 欠席委員

農地利用最適化推進委員（順不同）

チ.	雨田	俊孝
----	----	----

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による令和元年度第 24 号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請（委員会許可）について

議案第 3 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について

議案第 4 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しないことの判断について

議案第 5 号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 古市 義朗
農地振興係長 戸川 修一郎
農地振興係主任 日高 隆一郎

総合農政課

農業再生対策係長 小川 浩輝

7. 会議の概要

事務局 開会の前に、本日欠席の届が会長に出ておりますので報告いたします。
(農地利用最適化推進委員のうち) 雨田 俊孝 推進委員 でございます。

事務局 それでは、本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第6条により成立
していることを報告いたします。

議長 ただいまから、第24回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしい
でしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 8番、寺田
誠 委員。9番、西田 三郎 委員 を指名します。

議長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第
1項の規定による令和元年度第24号農用地利用集積計画書(案)に対する
意見決定について、を議題にします。

なお、議案第1号 所有権移転案件において、寺田 誠 委員が農業委員
会法第31条第1項、議事参与の制限に該当することになりますので、退席
をお願いいたします。

(寺田 誠 委員、退場)

議長 それでは、事務局より先に議案第1号(所有権移転)の説明をお願い
いたします。戸川係長。

事務局 議案第1号は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、令
和元年7月31日を公告日とする農用地利用集積計画(賃借権9件・所有
権移転1件)を定めたいので承認を求めるものです。

まずは所有権移転の説明を行います。資料は15ページに計画総括表が
あります。対価支払年月日・引渡時期等記載していますが、次のページ以
降で説明いたしますのでまずは16ページをお開きください。計画内訳書
の説明を行います。

所有権移転をする者は 公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 で、所有
権移転を受ける者は、南種子町〇〇××番地 A です。今回は 公益財団
法人 鹿児島県地域振興公社 による土地の売渡で、土地の所在は資料に記

載のあるとおり、〇〇字△△××番、××番、××番の 3筆です。地目は 3筆とも 畑で、面積合計 ●●㎡。売買価格は 〇〇円 です。この土地の利用目的は 牧草です。次のページをご覧ください。

17 ページに 所有権移転内容の記載があります。所有権の移転時期、対価の支払期限、引渡の時期については、令和元年 8 月 28 日を計画しています。

18 ページをお開きください。B さんから 公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 が買い入れる際、場所については説明済みですので詳細は省きますが、この図面についてはお目通しください。

所有権移転を受ける者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 1 号（所有権移転）については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第 1 号（所有権移転）については原案のとおり決定いたしました。

寺田委員の入室を求めます。

(寺田 誠 委員、入場)

議 長 それでは、事務局より議案第 1 号 残りの案件の説明をお願いいたします。戸川係長。

事務局 それでは続けます。資料は 3 ページをお開きください。利用権設定の総括表です。

議案第 1 号 残りの案件（賃借権 9 件）について説明いたします。

公告年月日は令和元年 7 月 31 日で、存続期間は令和元年 8 月 1 日からの 5 年・10 年・20 年の全 9 件です。

4 ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。

整理番号 1 番。利用権の設定をする者は、南種子町〇〇××番地 C・89 歳、経営面積は ●●㎡。利用権の設定を受ける者は、D、経営面積は ●●㎡。

土地の所在は、〇〇字△△××番及び〇〇字△△××番、地目はいずれも畑で面積合計 ●●㎡。賃借料は 10 アール当り 1 万円。利用権の内容は 牧草であり、支払方法は現金払い、存続期間は 5 年の再設定です。

整理番号 2 番。利用権の設定をする者は、中種子町〇〇××番地 E・57

歳。利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 F・63歳、経営面積は●●㎡です。

土地の所在は、大字〇〇字△△××番、面積は●●㎡、同じく大字〇〇字△△××番、面積は●●㎡・〇〇字△△××番、面積は●●㎡、地目は3筆とも田です。賃借料は10アール当り1万円で、存続期間は20年となっております。

整理番号3番。利用権の設定をする者はG、利用権の設定を受ける者はHで、畑2筆の面積合計は●●㎡。

整理番号4番。利用権の設定をする者はI、利用権の設定を受ける者はJ。

整理番号5番から8番。利用権の設定をする者はK・L・M・N、利用権の設定を受ける者はいずれもOで、葉タバコの耕作に使用する土地です。内容はお目通しをお願いいたします。

次のページ(6ページ)をお開きください。

整理番号9番。利用権の設定をする者は南種子町〇〇××番地 P・75歳。

土地の所在は、〇〇字△△××番。地目は田で、面積は●●㎡の1筆です。WCSの作付けを行っています。

当初この土地について、利用権の設定を受ける予定のJが隣接する土地で耕作しており、隣で荒れたこの土地に対して苦情を言ってきたことが発端となり、Jに相談したところ備考欄にも記載してあるように、最初の5年間は現在荒れてるこの土地を元に戻すために費用が掛かるということで無料に、後半の5年間は賃借料を10アール当り1万円ということで双方合意し、利用権の設定に至りました。

利用権設定に係る図面は7ページから13ページに添付していますのでご確認ください。

賃借権を取得する者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積計画について承認を求めます。

よろしく願いいたします。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号 残りの案件(賃借権)については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第1号 残りの案

件（賃借権）については原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請（委員会許可）について、譲渡人・Q、譲受人・R 外3件 を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いいたします、日高主任。19 ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が4件 です。

整理番号1番から、資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 Q。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 R です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 畑、地積は ●●㎡。

ほかに同字に2筆 の合計で3筆、地積合計は ●●㎡ です。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、20 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は24 ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 S。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 T です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 田、地積は ●●㎡。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、21 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は29 ページから添付しています。

整理番号3番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 U。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 V です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 畑、地積は ●●㎡。

ほかに同字に1筆 の合計で2筆、地積合計は ●●㎡ です。

所有権移転で、交換によるものです。

この件につきましては、22 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は34 ページから添付しています。

整理番号4番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 V。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 U です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 田、地積は ●●㎡。

所有権移転で、交換によるものです。

この件につきましては、23 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は39 ページから添付しています。

以上4件につきましては、7月11日の現地調査により耕作等について確認しております。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番、小山 重和 委員。

6番委員 整理番号1番。7月11日に所在地について現地調査をしました。QさんとRさんは親戚関係にあります。Rさんは4年前からですね、牧草地として借用していたんですが、今回経営拡大ということで、名義を変更するためということです。Qさんも今年3月退職しまして、故郷に帰るということで、経営を縮小しているということで、Rさんは経営拡大ということで、本人はですね、繁殖牛60頭を肥育している大型農家ですので、農作業の労力等も何ら問題はないものと思いますのでよろしく願いいたします。以上です。

議長 続いて整理番号2番、寺田 誠 委員。

8番委員 先ほど事務局から説明があったとおりでございますけれども、場所は資料32ページ・33ページをご覧ください。元々この土地はTさんが以前から作っていたということで、過去に名義変更がなされていなかったということで、名義変更を伴う3条申請ということになります。作付け状況については、コシヒカリと白く写っているところが、サツマイモを作付けしています。全部効率的に利用されておりました。以上です。

議長 整理番号3番、中里 安男 委員。

2番委員 整理番号3番。簡単に説明をいたします。譲渡人・U、譲受人 V は兄弟関係であります。親から贈与されたお互いの土地、畑と田を交換しようということになり、合意の上での交換による所有権移転であり、畑は甘しょが作付けされており、今後も農地として有効利用されていくものと思われます。よろしく願いします。

議長 整理番号4番、西田 三郎 委員。

9番委員 整理番号3番と4番は兄弟による土地交換ということでございますので、現地調査の結果をみても問題はないものと判断したところでございます。以上です。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第2号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第3号 農地法第2条第1項の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について、申請人・W 外1件 を議題にします。

事務局 それでは事務局より、議案第3号の説明をお願いいたします。日高主任。45 ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第2条第1項の規定にある農地でない旨の証明について審査を求めるもので、2件 です。

整理番号1番から、資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人及び所有者は、南種子町〇〇××番地 W。

土地の所在は、〇〇字△△××番。登記及び農地台帳上の地目は 田、現況地目は 原野。地積は ●●㎡です。

変更年月日については、昭和25年以前です。

現況といたしまして、『申請地は昭和25年以前より耕作をしておらず、雑草・低木類の生い茂った状態であり現在に至っております。』とのことです。

参考資料は46ページから添付しています。

整理番号2番。申請人及び所有者は、鹿児島県鹿児島市〇〇××番××号 X。

土地の所在は、〇〇字△△××番。登記及び農地台帳上の地目は 田、現況地目は 宅地。地積は ●●㎡です。

変更年月日については、平成19年頃です。

現況といたしまして、『平成19年頃に隣接地××番に存在する建物を増築する際、申請地に跨って建築し現在に至っております。』とのことです。

参考資料は50ページから添付しています。

以上2件の内容につきましては、7月11日の現地調査において、相違ないことを確認しております。

以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番、西田 暁 委員。

10番委員 整理番号1番。申請人は〇〇の 原 末嘉 さん。申請地は△△でございます。〇〇集落内にある〇〇川の橋を渡って右側に一本道がございます、〇〇の水源地があるところでございます。7月11日に現地調査をし、資料48ページから49ページを見ていただくと分かるように、雑草・低木類の生い茂った状態であります。農地への復元は困難であると思っておりますので、ご検討方よろしくをお願いいたします。

議 長 整理番号2番については、私が説明をいたします。

5番委員 この土地については、Yさんが家を建てていました。その時に許可なく一部が田に入ってしまったということで、今回娘さんの Xさんが他の人に家を売るということで、分筆しての申請でございます。よろしくお願

いたします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
議長 質疑ありませんか。
議長 (「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第3号については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第4号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について、対象地・〇〇字△△××番 外1筆 を議題にします。

事務局 それでは事務局より、議案第4号の説明をお願いいたします。日高主任。53ページをお開きください。

議案第4号は、「農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について」です。

次の土地は現地調査の結果、農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しない旨の決定をしたいので議決を求めるものです。

整理番号1番。台帳所有者が、南種子町〇〇××番地 Z。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番、地目は 畑、地積は ●●㎡。
外1件、1筆の合計で 2筆、地積合計が ●●㎡ になります。

この2筆につきましては、利用状況調査の結果から再生困難な農地と判断し、既に山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地であります。

この件につきましては、7月11日の現地調査において、会長、農地部長、月担当委員及び職員で現地確認をしております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
議長 質疑ありませんか。
議長 (「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第4号については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第5号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について、対象地・〇〇字△△××番の一部 を議題にします。

それでは、事務局より議案第5号の説明をお願いいたします。総合農政

課 小川係長。

農業再生対策係長 それでは議案第5号について、ご説明させていただきます。

議案第5号は、農業振興地域整備変更計画に対して意見を求めるもの
あります。資料は61ページをご覧ください。

今回の申請については、農用地区域からの除外の1件でございます。申
請者は a ○○センター長 b、変更しようとする土地は、大字○○字△△
××番であります。除外面積は（●●アールの内）●●アール ございま
して、変更後の用途につきましては、携帯電話用基地局であります。詳細
につきましては、（69 ページまでの）添付の資料のお目通しをお願いいた
します。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。よろしくお願いいた
します。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 異議がないようですので、議案第5号について、原案のとおり決定する
ことに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案ど
おり決定いたします。議案第5号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。